



2026 年 8 月 3 日

各 位

会 社 名 B i t c o i n J a p a n 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長CEO フィリップ・ロード
(コード番号：8105 東証スタンダード)
問い合わせ先 執行役員管理本部長 矢 部 和 秀
TEL. 03-6824-9481

第三者割当により発行された第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第 2 回新株予約権（行使価額修正条項付）の払込完了に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 16 日付の取締役会決議に基づく EVO FUND（以下「EVO FUND」といいます。）を割当先とする第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分のみを「本社債」といいます。）及び第 2 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、本日、払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2026 年 7 月 16 日公表の「第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第 2 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

募集の概要

<本新株予約権付社債の募集の概要>

① 払込期日	2026 年 8 月 3 日
② 新株予約権の総数	40 個
③ 各社債及び新株予約権の発行価額	本社債：総額金 1,500,000,000 円（各社債の金額 100 円につき金 100 円とします。） 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
④ 当該発行による潜在株式数	10,869,560 株 (1) 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が全て当該当初転換価額である 138 円で転換された場合における交付株式数です。 (2) 上限転換価額はありません。 (3) 下限転換価額（以下「下限転換価額」といいます。）は 69 円であり、本新株予約権付社債が全て当該下限転換価額で転換された場合における最大交付株式数は、21,739,120 株（新株予約権 1 個につき 543,478 株）です。
⑤ 調達資金の額	1,500,000,000 円
⑥ 転換価額及び	当初転換価額は 138 円とします。

転換価額の修正条件	(1) 本新株予約権付社債の転換価額は、割当日の2取引日（東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）後に初回の修正がなされ、以後2取引日が経過する毎に修正が行われます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「CB 修正日」といいます。）。本規定に基づく修正が行われる場合、転換価額は、CB 修正日に、当該CB 修正日に先立つ2連続取引日（以下「CB 価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額（但し、当該金額が下限転換価額を下回る場合、下限転換価額とします。）に修正されます。但し、当該CB 価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、転換価額の修正は行われません。また、CB 価格算定期間内において本新株予約権付社債の発行要項第12項第(4)号⑤の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該CB 価格算定期間内の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。 (2) 上記第(1)号にかかわらず、①当社普通株式に係る株主確定日等の直前3取引日（当日を含みます。）から当該株主確定日等（当日を含みます。）までの本新株予約権付社債の転換ができない期間（以下「CB 株主確定期間」といいます。）、②当該CB 株主確定期間の末日の翌取引日においては、転換価額の修正は行わないものとし、その場合、次に転換価額の修正が行われるのは当該CB 株主確定期間の末日の2取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、2取引日が経過する毎に、本新株予約権付社債の発行要項第12項第(4)号④(イ)に準じて転換価額は修正されます。 (3) 上記第(1)号及び第(2)号にかかわらず、本社債に付された新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使（以下「⑩その他」において定義します。）に該当する場合であって、上記第(1)号及び第(2)号の計算によると当該行使に係る行使価額が2026年7月16日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（本社債に付された新株予約権の発行後に当社普通株式の分割、無償割当又は併合（以下「株式分割等」と総称します。）が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行います。）（以下「発行決議日終値」といいます。）を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。
⑦ 行使請求期間	2026年8月4日～2027年8月3日
⑧ 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により全ての本新株予約権付社債をEVO FUNDに割り当てました。
⑨ 利率及び償還期日	利率：本社債には利息を付しません。 償還期日：2027年8月4日
⑩ 償還価額	額面100円につき金100円
⑪ その他	(1) 当社は、本社債の払込日以降の任意の日を償還日として、いつでも、残存する本社債の一部又は全部を、本社債の金額100円につき金100円で償還します。かかる償還を行うために、当社は、償還日の2週間

	以上前に、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」といいます。）に対して、書面により償還に必要な事項を記載した通知を行う必要があります。当社は、償還日において、残存する本社債の一部又は全部を本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還することができます。 (2) 本新株予約権付社債権者は、本社債の払込日から 3 か月が経過した日以降、取引所における当社の普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）が下限転換価額を 5 営業日連続で下回った場合、当該日以降いつでも、償還を希望する日（以下「繰上償還日」といいます。）の 5 営業日前までに当社に書面で通知することにより、残存する本社債の一部又は全部の償還を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還することができます。 (3) 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。 (4) 当社は、2026 年 7 月 16 日付で、割当先との間で本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る買取契約（以下「本件買取契約」といいます。）を締結いたしました。本件買取契約において、(3)記載の譲渡制限に加え、以下の内容が定められます。 ① 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当先が本社債に付された新株予約権及び本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行の払込日時点における上場株式数の 10%を超える場合には、当社は当該 10%を超える部分に係る本社債に付された新株予約権又は本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行わせないこと。 ② 割当先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権付社債に付された新株予約権及び本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本社債に付された新株予約権及び本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本社債に付された新株予約権及び本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。 ③ 割当先は、本新株予約権付社債又は本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。
--	---

<本新株予約権の募集の概要>

① 割 当 日	2026 年 8 月 3 日
② 発行新株予約権数	593,779 個
③ 発 行 価 額	総額 6,531,569 円（新株予約権 1 個につき 11 円）

④ 当該発行による潜在株式数	59,377,900 株（本新株予約権 1 個につき 100 株） 上限行使価額はありせん。 下限行使価額は 69 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 59,377,900 株であります。
⑤ 調達資金の額	8,200,681,769 円（注） 内訳 新株予約権発行による調達額 6,531,569 円 新株予約権行使による調達額 8,194,150,200 円
⑥ 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は 138 円とします。 (1) 本新株予約権の行使価額は、割当日の 2 取引日後に初回の修正がなされ、以後 2 取引日が経過する毎に修正が行われます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「WT 修正日」といいます。）。本規定に基づく修正が行われる場合、行使価額は、WT 修正日に、当該 WT 修正日に先立つ 2 連続取引日（以下「WT 価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の 100%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた金額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。但し、当該 WT 価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行われせん。また、WT 価格算定期間内において本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該 WT 価格算定期間内の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。 (2) 上記第(1)号にかかわらず、①当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含みます。）から当該株主確定日等（当日を含みます。）までの、株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下「WT 株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。）、②当該 WT 株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該 WT 株主確定期間の末日の 2 取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、2 取引日が経過する毎に、本新株予約権の発行要項第 10 項第(1)号に準じて行使価額は修正されます。 (3) 上記第(1)号及び第(2)号にかかわらず、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当する場合であって、上記第(1)号及び第(2)号の計算によると当該行使に係る行使価額が発行決議日終値（本新株予約権の発行後に株式分割等が行われた場合には、公正かつ合理的な調整を行います。）を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。
⑦ 行使請求期間	2026 年 8 月 4 日～2027 年 8 月 4 日
⑧ 募集又は割当方法（割当先）	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てました。
⑨ その他	当社は、2026 年 7 月 16 日付で、割当先との間で、行使停止条項、割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本件買取契約を締結いたしました。

(注) 本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変動する可能性があります。

以 上